

令和3年度の 税制改正について

Q 1 令和3年度からの基礎控除の制度が変わると聞きました。どのように変わったのですか？

A 1 令和2年度までは一律33万円でしたが、令和3年度から一律10万円引き上げられました。また、前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は、以下のとおり合計所得金額に応じて控除額が段階的に減り、2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用はありません。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されません。

Q 2 令和3年度からの給与や年金の所得控除額が見直されたと聞きました。どのように変わったのですか？

A 2 給与所得控除額

令和3年度から給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。また、給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に、上限額が195万円に引き下げられました。

【令和3年度～ 給与所得の速算表】

給与収入金額の合計額		給与所得金額 (円)	
から (円)	まで (円)		
～550,999		0	
551,000	1,618,999	550,000円の控除	
1,619,000	1,619,999	1,069,000	
1,620,000	1,621,999	1,070,000	
1,622,000	1,623,999	1,072,000	
1,624,000	1,627,999	1,074,000	
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割り、千円未満の端数を切り捨て＝A	$A \times 2.4 + 100,000$
1,800,000	3,599,999		$A \times 2.8 - 80,000$
3,600,000	6,599,999		$A \times 3.2 - 440,000$
6,600,000	8,499,999	収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$	
8,500,000～		収入金額 $- 1,950,000$	

なお、見直し前の給与所得の速算表は以下のとおりです。

給与収入金額の合計額		給与所得金額 (円)	
から (円)	まで (円)		
～650,999		0	
651,000	1,618,999	650,000円の控除	
1,619,000	1,619,999	1,069,000	
1,620,000	1,621,999	1,070,000	
1,622,000	1,623,999	1,072,000	
1,624,000	1,627,999	1,074,000	
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割り、千円未満の端数を切り捨て＝A	$A \times 2.4$
1,800,000	3,599,999		$A \times 2.8 - 180,000$
3,600,000	6,599,999		$A \times 3.2 - 540,000$
6,600,000	9,999,999	収入金額 $\times 0.9 - 1,200,000$	
10,000,000～		収入金額 $- 2,200,000$	

公的年金等控除額

令和3年度から公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。そのほか、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額は195万5千円が上限とされました。また、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合是一律10万円が、2,000万円を超える場合是一律20万円が、見直し後の控除額から引き下げられました。

【令和3年度～ 公的年金等所得速算表】

本人の年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
		公的年金等に係る雑所得			
その年の 1月1日現在 65歳未満	40万円以下	0円	0円	0円	
	50万円以下		収入金額 -500,000円	収入金額 -400,000円	
	60万円以下				
	60万円超 130万円以下	収入金額 -600,000円	収入金額×0.75 -175,000円	収入金額×0.75 -75,000円	
	130万円超 410万円以下	収入金額×0.75 -275,000円			
	410万円超 770万円以下	収入金額×0.85 -685,000円			収入金額×0.85 -485,000円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×0.95 -1,455,000円			収入金額×0.95 -1,255,000円
	1,000万円超	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円	
その年の 1月1日現在 65歳以上	90万円以下	0円	0円	0円	
	100万円以下		収入金額 -1,000,000円	収入金額 -900,000円	
	110万円以下				
	110万円超 330万円以下	収入金額 -1,100,000円	収入金額×0.75 -175,000	収入金額×0.75 -75,000	
	330万円超 410万円以下	収入金額×0.75 -275,000円			
	410万円超 770万円以下	収入金額×0.85 -685,000			収入金額×0.85 -485,000
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×0.95 -1,455,000円			収入金額×0.95 -1,255,000円
	1,000万円超	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円	

なお、見直し前の公的年金等所得速算表は以下のとおりです。

本人の年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得
その年の 1月1日現在 65歳未満	70万円以下	0円
	70万円超130万円未満	収入金額－700,000円
	130万円以上410万円未満	収入金額×0.75－375,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85－785,000円
	770万円以上	収入金額×0.95－1,555,000円
その年の 1月1日現在 65歳以上	120万円以下	0円
	120万円超330万円未満	収入金額－1,200,000円
	330万円以上410万円未満	収入金額×0.75－375,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85－785,000円
	770万円以上	収入金額×0.95－1,555,000円

所得金額調整控除

令和3年度から給与所得控除額及び公的年金等控除額、基礎控除などの見直しが行われ、所得金額調整控除が創設されました。

① 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、次に掲げる者の総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得控除後の金額から控除されます。

- ◆ 本人が特別障害者に該当する人
- ◆ 年齢23歳未満の扶養親族を有する人
- ◆ 特別障害者である同一生計配偶者を有する人
- ◆ 特別障害者である扶養親族を有する人

② 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える者の総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与所得（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得控除後の金額から控除されます。

Q 3 給与等の収入金額が850万円を超える場合は以前よりも負担が増えることになりませんか？

A 3 子育て等の負担がある人については経済的余裕が必ずしも十二分とは考えられないことから、年齢23歳未満の扶養親族を有する人や特別障害者控除の対象である扶養親族を有する人等については、給与所得控除の見直しによる負担増が生じないようにするため、「**所得金額調整控除**」が創設されています。

給与等の収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに当てはまる場合は、給与等の収入金額（給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得控除後の金額から控除されます。

- (1) 本人が特別障害者に該当する人
- (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する人
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する人
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する人

Q 4 2か所以上から給与等の支払を受けている場合、所得金額調整控除は全ての給与等を合計した金額で判定しますか？

A 4 年末調整において所得金額調整控除の適用を受ける場合は、年末調整の対象となる主たる給与等により判定することになり、年末調整の対象とならない従たる給与等は含まれません。

確定申告において所得金額調整控除の適用を受ける場合は、2か所以上からの給与等を合計した金額により判定します。

Q 5 給与所得控除額と公的年金等控除額が引き下げられ、基礎控除額が引き上げられましたが、私は給与収入と年金収入がありません。結果的に負担が増えていることになりませんか？

A 5 ご質問のとおり、給与所得、年金所得の両方を有する人については給与所得控除額と公的年金等控除額の両方が10万円引き下げられたことから、基礎控除の額が10万円引き上げられたとしても、給与所得、年金所得の金額によっては、給与所得控除額及び公的年金等控除額の合計額が10万円を超えて減額となり、負担増が生じる場合があります。

その場合、給与と年金の収入がある人で、給与所得控除後の給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える人の総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した金額が、給与所得控除後の金額から控除されることとなります。

$$\text{控除額} = \text{給与所得金額} + \text{公的年金等に係る雑所得金額} - 10\text{万円}$$

(10万円を上限) (10万円を上限)

Q 6 給与所得控除額と公的年金等控除額が引き下げられ、基礎控除額が引き上げられましたが、扶養控除の合計所得金額の要件については38万円以下で変わりはないのでしょうか？

A 6 扶養控除の合計所得金額の要件についても見直しがなされました。また、非課税要件についても見直しがされています。

		所得金額の要件	
		所得金額の要件	改正前
同一生計配偶者及び控除対象扶養親族の合計所得金額要件		48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件		48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
障害者・未成年者・寡婦及びひとり親に対する市県民税の非課税措置の合計所得金額要件		135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	扶養親族なし	32万円+10万円	32万円
	扶養親族あり	32万円×(1+扶養親族者数)+10万円+18万9千円	32万円×(1+扶養親族者数)+18万9千円
所得割の非課税限度額の総所得金額等	扶養親族なし	35万円+10万円	35万円
	扶養親族あり	35万円×(1+扶養親族者数)+10万円+32万円	35万円×(1+扶養親族者数)+32万円

Q 7 未婚のひとり親ですが、控除が受けられるようになったと聞きましたが、本当ですか？

A 7 令和3年度から住民税適用分から未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しがあり、未婚の人（性別は問わない）でもひとり親控除が受けられる場合があります。生計を一つにする子を有し、前年の合計所得金額が500万円以下の場合に30万円の所得控除が受けられます。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいる場合は対象外となります。例えば、あなたが世帯主である場合、住民票の続柄に「夫（未婚）」、「妻（未婚）」などの記載されるような場合は対象外となります。

問い合わせ先：安城市役所市民税課市民税係電話0566（71）2214